差出人: 村上 絢
送信日時: 2022 年 11 月 7 日 19:47
宛先: 松田 宏明
件名: RE: ご連絡

松田様

下記メールを拝見しました。
通信環境や時差の点は秘密保持契約締結前からご了解いただいていたことで、それを前提として有効期間を 11 月 7 日までと合意したのですから、貴社の言い分は承服いたしかねます。
また、協議の時間が 2 時間弱にとどまったのは、貴社が自らの提案した内容に固執して柔軟に対応しようとしなかったためであり、協議時間の問題ではありませんし、弊社が協議を打ち切ったというのは事実に反します（むしろ、貴社が協議を打ち切ったというのが実態に合致しています。）。この点、秘密保持契約書の 10 項には有効期間の延長の申入れに関する規定が存在するにもかかわらず、貴社からこの申入れも行われていません。
しかしながら、貴社が従来の頑なな対応を改めて柔軟に対応する用意があるということであれば、今週末まで秘密保持契約の有効期間を延長して、協議を継続することはやぶさかではありません。
具体的には、①自社株公開買付けの公開買付価格を応募契約の時点において確定額とする、又は、②応募契約締結前に貴社が株主価値向上策を公表し、その株主価値向上策が株価に織り込まれた時点で応募契約の締結について協議を行う、という 2 つの選択肢のうち、いずれかについて応じていただける余地があるのでしょうか。これらについて応じていただける余地があるのであれば、その他の条件を含めて弊社としても貴社と協議を継続する用意があります。
一方、上記の 2 点のいずれについても対応する余地はないと貴社がおっしゃるのであれば、今後何時間かけても協議がまとまる可能性はないと思います。
まずは、この点、貴社のお考えをお聞かせください。

村上